

唐津市津波避難計画

平成24年3月策定

目 次

第1章 総 則	
1 目的	1
2 計画の修正	1
3 用語の意味	1
第2章 津波の想定	2
第3章 職員の初動体制	
1 職員の連絡・参集	3
2 対策本部等の設置	3
3 津波情報の収集・伝達	3
4 海面監視・被害情報の収集	4
第4章 避難準備（要援護者避難）情報・勧告・指示	
1 避難準備（要援護者避難）情報	7
2 避難勧告・指示の発令及び解除の基準	7
3 避難勧告・指示の発令及び解除の判断及び手順	7
4 伝達方法	7
5 伝達の確認	8
第5章 水門等の閉鎖措置	
1 管理体制	9
2 閉鎖措置	9
3 不測の事態に備えて	9
第6章 避難計画	
1 津波浸水想定高さ等	10
2 避難対象地域、避難場所及び避難路等	12
3 避難困難地域	14
4 避難ビル	14
5 避難路・避難経路	15
6 避難方法	15
7 交通規制	15
8 誘導灯、案内板等の設置	16
第7章 災害時要援護者等対策	
1 災害時要援護者	17
2 観光客等	17
第8章 避難対策の留意点	
1 石油コンビナート	19
2 唐津港、呼子港、各漁港	19
3 干拓地・埋立地	19

4 玉島川、松浦川、町田川	20
第9章 ハザードマップの作成周知	21
第10章 津波対策の教育・啓発	22
第11章 訓練の実施	24

第1章 総 則

1 目的

この計画は、津波が発生した場合に、主として、その発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民等の生命及び身体の安全を確保するための避難計画である。また、この計画は、唐津市が策定している地域防災計画における避難計画を避難者の状況や地域の実情に応じて具体化するものである。

2 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

- (1) **津波浸水予想地域**とは、津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。過去の津波の浸水地域や津波シミュレーションによる津波の浸水地域に基づき定める。
- (2) **避難対象地域**とは、津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水予想地域に基づき市が指定するものをいう。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水地域よりも広い範囲で指定する。
- (3) **避難困難地域**とは、津波の到達時間までに避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。
- (4) **避難路**とは、避難する場合の経路で、市が指定するものをいう。
- (5) **避難経路**とは、避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定するものをいう。
- (6) **避難場所**とは、家屋の浸水、倒壊などの被害を受けた者又は受けけるおそれのある者などが、津波が引いた後も中・長期にわたり避難が必要な場合に避難する場所で、市が避難対象地域の外に定める場所をいう。情報機器、非常食料、毛布等が整備されていることが望ましい。
- (7) **避難目標地点**とは、津波の危険から生命の安全を確保するため、地震発生直後から津波が終息するまでの間、避難対象地域の外にとりあえず一時的に避難する目標となる地点をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、必ずしも避難場所とは一致しない。
- (8) **避難ビル**とは、避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を市住民（自主防災組織）等と連携して指定・設定するものをいう。
- (9) **津波ハザードマップ**とは、地震により発生する津波の浸水範囲を表示した地図であり、玄界灘で大規模な地震が発生した際、海岸の堤防などが機能した場合に想定される津波の浸水範囲を示している。併せて避難場所等を表示している。

※ (6)、(7)、(8)を総称して「避難先」という。

第2章 津波の想定

この津波避難計画における津波の想定は、佐賀県が行った「平成21年度佐賀県地震・津波等減災対策調査」の結果に基づいたものである。

この調査は、「津波・高潮ハザードマップマニュアル」（平成16年内閣府・農林水産省・国土交通省策定）で推奨されている最新の津波予測技法である時系列を考慮した数値計算シミュレーション方式が採用されている。

また、津波震源となる震源地の設定は、佐賀県周辺の海域活断層分布、震源分布及び海底地形分布を考慮し、震源となりうる想定震源断層を複数設定して、津波高が予測されている。

その結果、想定津波の震源、津波の高さは、次のとおりとなっている。

- | | |
|--------|----------------------|
| 1 想定地震 | 震源：対馬海峡東の活断層 |
| | 規模：マグニチュード8.0 |
| 2 潮位 | 平均潮位 -1.06m |
| 3 津波高 | 最大津波高 1.62m（2時間08分後） |

※「第6章 避難計画、津波浸水想定高さ等」参照
(ただし、現時点での最新の知見に基づいた予測結果ではあるものの、
シミュレーションの限界や誤差を含んでいること及び潮の干満等に
留意する必要があります。)

なお、この設定は、それぞれの断層が将来地震を起こすという予測や可能性を示唆したものではありません。

また、他の断層による地震が起こり、津波が発生する可能性を否定したものではありません。

第3章 職員の初動体制

1 職員の連絡・参集

(1) 勤務時間内

庁内放送、庁内電話等により迅速に連絡する。

(2) 勤務時間外

ア 警備員から「災害発生時の連絡通報体制」により、防災関係職員に対し、迅速に連絡する。

イ 震度5以上又は津波警報が発令された場合は、自動参集とする。

ウ 細部については、唐津市地域防災計画、第3編 震災対策 第3章 災害応急対策計画による。

2 対策本部等の設置

(1) 災害情報連絡室：震度4の地震が発生した場合、又は津波注意報（津波注意）が発表され、防災課長が必要と認める場合、災害情報連絡室を設置する。

(2) 災害警戒本部：震度5（弱・強）の地震が発生し、又は津波警報（津波）が発表された場合は、災害警戒本部を自動設置する。

(3) 災害対策本部：震度6弱以上の地震が発生し、又は津波警報（大津波）が発表された場合、災害対策本部を自動設置する。

3 津波情報の収集・伝達

(1) 津波予報、津波情報の伝達系統及び伝達方法は次のとおりとする。

気象庁 → 気象台 → 佐賀県 → 唐津市 → 住民等

・気象庁から佐賀県への伝達は、防災情報提供装置による。

・県から市への伝達は、佐賀県総合情報通信ネットワークシステムによる。

・市から住民等への伝達は、行政放送、災害メール、防災行政無線、FMからつ等による。

詳細は、唐津市地域防災計画、第3編「震災対策」、第3章「災害応急対策計画」、第2節「地震、津波の情報伝達」、第2項「情報の伝達」による。

(2) 津波警報・注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

ア 津波警報・注意報、地震及び津波に関する情報について、県、警察署（交番、駐在所）、NTTから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに行政放送、災害メール、防災行政無線、FMからつ等により住民に周知する。

この場合、警察署、海上保安部、消防機関、現地機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずる。

イ 沿岸住民及び漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣場、海

浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事現場等、多数の者が利用あるいは働いている施設の管理者等、漏れがないよう伝達する。

この場合、警察署、海上保安部、漁業組合、小型船舶安全協会等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずる。

ウ 地震・津波災害の危険度の高い施設には、情報伝達について特に配慮する。

4 海面監視・被害情報の収集

海面監視は高台等の安全な場所から海面状態を監視するものとし、被害情報の収集は次表のとおりとする。

津波警報等発令時の初動活動は、唐津市地域防災計画「緊急初動班活動マニュアル」による。

被害情報の収集は緊急初動の情報班が行うほか、各職員が登庁途上においても収集するものとする。

海面監視地点	実施責任者（機関）	連絡手段	伝達先
浜玉地区海岸	唐津市浜玉消防団 第1分団、第2分団	一般加入電話等	唐津市役所防災課 (0955)72-9260
玉島川河口川岸	〃 第1分団、第3分団	〃	〃
東の浜地区海岸	唐津市唐津消防団 東唐津分団	〃	〃
松浦河畔公園川岸	〃 鏡分団	〃	〃
鏡地区半田川川岸	〃 鏡分団	〃	〃
久里地区松浦川川岸	〃 久里分団	〃	〃
町田川河口川岸	〃 外町分団	〃	〃
西の浜地区海岸	〃 内町分団	〃	〃
高島漁港海岸	〃 高島分団	〃	〃
大島地区海岸	〃 西唐津分団	〃	〃
唐房地区海岸	〃 佐志分団	〃	〃
相賀地区海岸	〃 湊分団	〃	〃

海面監視地点	実施責任者（機関）	連絡手段	伝達先
湊地区海岸	唐津市唐津消防団 湊分団	一般加入電話等	唐津市役所防災課 (0955) 72-9260
神集島漁港海岸	〃 神集島分団	〃	〃
呼子大友地区	唐津市呼子消防団 第3分団	〃	〃
呼子小友地区海岸	〃 〃	〃	〃
呼子港海岸	〃 第1分団・第2分団	〃	〃
加部島漁港海岸	〃 第4分団	〃	〃
片島漁港海岸	〃 〃	〃	〃
小川島漁港海岸	〃 第5分団	〃	〃
鎮西町米納戸浦漁港 海岸	唐津市鎮西消防団 第1分団	〃	〃
鎮西町波戸岬海岸	〃 〃	〃	〃
鎮西町波戸漁港海岸	〃 〃	〃	〃
鎮西町串浦漁港海岸	〃 〃	〃	〃
鎮西町松島漁港海岸	〃 第2分団	〃	〃
馬渡漁港海岸	〃 〃	〃	〃
鎮西町加唐漁港海岸	〃 〃	〃	〃
鎮西町大泊漁港海岸	〃 〃	〃	〃
鎮西町名護屋漁港 海岸	〃 〃	〃	〃
肥前町向島漁港海岸	唐津市肥前消防団 第2分団	〃	〃

海面監視地点	実施責任者（機関）	連絡手段	伝達先
肥前町星賀港海岸	唐津市肥前消防団 第2分団	一般加入電話等	唐津市役所防災課 (0955)72-9260
肥前町晴気漁港海岸	〃 〃	〃	〃
肥前町高串漁港海岸	〃 第1分団	〃	〃
肥前町大浦漁港海岸	〃 第4分団	〃	〃
肥前町駄竹漁港海岸	〃 第3分団	〃	〃
肥前町京泊漁港海岸	〃 〃	〃	〃
肥前町菖津港海岸	〃 〃	〃	〃

第4章 避難準備（要援護者避難）情報・勧告・指示

1 避難準備（要援護者避難）情報

市長は、避難措置にあたっては、災害時要援護者に十分に配慮し、必要に応じ、危険の切迫する前に十分な余裕をもって避難準備（要援護者避難）情報を発令するものとする。

2 避難勧告・指示の発令及び解除の基準

消防庁津波関連通知別添「沿岸地域における津波警戒の徹底について」（平成11年）に基づき、避難勧告・指示の発令基準は次のとおりとする。

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を感じた場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、市長が必要と認めたときは、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう勧告・指示するものとする。
- (2) 気象庁から津波警報が発令された場合は、市長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう勧告・指示するものとする。

なお、法定ルート以外の放送ルート等により市長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとるものとする。

- (3) 気象庁から津波注意報が発令された場合は、海水浴や磯釣りのほかマリンスポーツやレジャーなどは行わないことを注意喚起することが必要である。

なお、法定ルート以外の放送ルート等により市長に津波注意報が伝達された場合にも、同様の措置をとるものとする。

- (4) 避難勧告・指示の解除の基準は、気象庁による津波注意報又は津波警報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とすることとする。

3 避難勧告・指示の発令及び解除の判断及び手順

避難勧告・指示の発令及び解除の判断は、市長が基準に該当する事態を認知した場合、すみやかに行うものとする。

市長が不在あるいは市長に連絡が取れない場合は、副市長、総務部長の順位でこれを代行する。

4 伝達方法

避難勧告・指示の発令及び解除の住民等への伝達方法は、市防災行政無線、サイレン、半鐘、拡声器など多様な手段を活用することにより、海浜地への警報伝達範囲の拡大に努めるものとする。

なお、あらかじめ漏れのないよう系統、伝達先を再確認しておくものとする。この場合、多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴

場、釣り場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）、及び地域の自主防災組織、消防団等を活用し、これらと協力体制を確保するように努めるとともに、常日ごろから確実に伝達できる体制を築いておくものとする。

避難準備（要援護者避難）情報・勧告・指示の発令内容の伝達文は、次のとおりとする。

〈参考〉 伝達例文

〈避難準備（要援護者避難）情報の伝達文（住民あて）の例〉

こちらは、唐津市です。○時○分に○○地区に対して避難準備情報を出しました。お年寄りや障害をお持ちの方、乳幼児、妊婦さんなどはお早めに○○公民館へ避難してください。その他の方々も避難の準備を始めてください。
(そのほか、「地震の発生により、○○分後には○○沿岸に津波が到達するおそれがあります」、「できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください」等)

〈避難勧告の伝達文（住民あて）の例〉

こちらは、唐津市です。○時○分に○○地区に対して避難勧告を出しました。直ちに○○公民館へ避難してください。なお、津波浸水のおそれがあるため、○○道は通行できません。
(そのほか、「地震の発生により○○分後には○○沿岸に津波が到達するおそれがあります」、「できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください」等)

〈避難指示の伝達文（住民あて）の例〉

唐津市長の○○です。○時○分に○○地区に対して避難指示を出しました。
(堤防が決壊して／○○沿岸に津波が押し寄せ) 大変危険な状況です。避難中の方は直ちに○○公民館への避難を完了してください。十分な時間がない方は近くの安全な建物（例：鉄筋コンクリート造の建物の○階以上）に避難してください。
なお、津波浸水のおそれがあるため、○○道は通行できません。

5 伝達の確認

避難勧告・指示の発令及び解除を行った場合は、対象地域に確実に伝わっているか再確認することとする。

第5章 水門等の閉鎖措置

1 管理体制

唐津市には、国が管理する一級河川の松浦川・徳須恵川・巖木川に設置された水防対策の数十箇所の排水樋管があり、管理は国土交通省武雄河川事務所が行っているが、点検、操作は国から市が委託を受け、更に市は地元に管理委託を行っている。津波時には、川を遡上する可能性もあることから、迅速な閉鎖が行われる管理体制及び伝達体制を確保するものとする。また、日ごろから操作手順の確認を行うことによって、操作の確実性を確保するものとする。

2 閉鎖措置

水門等の管理者（操作担当者を含む）は、気象状況等に関する通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて水門等の適正な開閉（自動・遠隔操作を含む）を行い、その操作の万全を期すものとする。

3 不測の事態に備えて

不測の事態により水門等が閉鎖されない場合は、津波浸水想定区域図よりも浸水範囲が拡大するおそれがあるため、津波による被害のおそれのある地域を、緩衝領域（バッファゾーン）として広く指定するものとする。当該区域では、地域住民、民間事業者、防災関係機関、行政等が、津波への警戒意識を持ち、広く津波に備えるものとする。

第6章 避難計画

県が作成した別添「佐賀県津波浸水想定区域図」をもとに避難対象地域、避難場所、避難目標地点、避難ビル、避難路を地区ごとに定めるものとする。

1 津波浸水想定高さ等

唐津市における津波の予想される最大高さ等は、海岸の堤防等などが機能した場合として「佐賀県津波浸水想定区域図」の①から②5ページ及び次表のとおりとなっている。

地 区 名	浸水想定区域図 ページ	津波の高さ (最大)	到達時間 (最短)
浜玉町淵上	唐津市 ①	1. 08m	2時間18分
浜玉町浜崎浜町	唐津市 ①	0. 99m	2時間23分
浜玉町浜崎西町	唐津市 ①	0. 94m	2時間23分
浜玉町浜崎砂子	唐津市 ①	0. 99m	2時間23分
鏡虹町	唐津市 ②	1. 03m	2時間23分
鏡田中	唐津市 ②	1. 02m	2時間22分
東唐津4丁目	唐津市 ②	0. 92m	2時間22分
東唐津3丁目	唐津市 ⑤	0. 73m	2時間22分
東唐津2丁目	唐津市 ⑤	0. 71m	2時間22分
東唐津1丁目	唐津市 ⑤	0. 74m	2時間22分
東城内	唐津市 ⑤	0. 65m	2時間22分
北城内	唐津市 ⑤	0. 66m	2時間22分
富士見町	唐津市 ⑤	0. 70m	2時間22分
西浜町	唐津市 ⑤	0. 75m	2時間22分
二タ子3丁目	唐津市 ⑤	0. 75m	2時間21分
東大島町	唐津市 ⑦	0. 65m	2時間17分
西大島町	唐津市 ⑦	0. 77m	2時間17分
高島	唐津市 ⑥	0. 69m	2時間16分
海岸通	唐津市 ⑦	0. 89m	2時間20分
中瀬通	唐津市 ⑦	0. 80m	2時間20分
佐志浜町	唐津市 ⑦	0. 88m	2時間20分
唐房1丁目	唐津市 ⑦	0. 88m	2時間21分
唐房4丁目	唐津市 ⑦	0. 88m	2時間21分
唐房5丁目	唐津市 ⑦	0. 88m	2時間20分
唐房6丁目	唐津市 ⑦	0. 82m	2時間20分

地 区 名	浸水想定区域図 ページ	津波の高さ (最大)	到達時間 (最短)
浦	唐津市 8	0. 73m	2時間18分
鳩川	唐津市 8	0. 62m	2時間17分
相賀	唐津市 8	1. 12m	2時間12分
湊町浜	唐津市 9	1. 14m	2時間08分
神集島	唐津市 9	0. 95m	2時間07分
湊町岡	唐津市 9	1. 62m	2時間08分
屋形石	唐津市 10	0. 97m	2時間06分
横野	唐津市 10	1. 23m	2時間06分
呼子町大友	唐津市 10	1. 26m	2時間07分
鎮西町丸田	唐津市 10	1. 27m	2時間07分
呼子町小友	唐津市 10	1. 21m	2時間06分
呼子町呼子彦ノ上	唐津市 11	0. 79m	2時間06分
呼子町呼子坊山	唐津市 11	0. 85m	2時間09分
呼子町呼子野中	唐津市 11	1. 31m	2時間09分
呼子町殿ノ浦	唐津市 12	1. 32m	2時間08分
呼子町加部島	唐津市 11	0. 87m	2時間05分
鎮西町横竹	唐津市 12	1. 53m	2時間12分
鎮西町石室	唐津市 12	1. 53m	2時間12分
鎮西町野元	唐津市 12	1. 61m	2時間12分
鎮西町名護屋	唐津市 12	1. 60m	2時間08分
鎮西町波戸	唐津市 13	0. 71m	2時間06分
鎮西町串	唐津市 14	1. 24m	2時間09分
呼子町小川島	唐津市 15	1. 36m	2時間00分
鎮西町加唐島	唐津市 16	0. 95m	2時間00分
鎮西町松島	唐津市 17	0. 68m	2時間02分
鎮西町馬渡島	唐津市 18	1. 05m	2時間04分
肥前町向島	唐津市 21	0. 45m	2時間12分
肥前町寺浦	唐津市 19	0. 83m	2時間21分
肥前町梅崎	唐津市 19	0. 80m	2時間20分
肥前町鶴牧	唐津市 19	0. 69m	2時間17分
肥前町納所東	唐津市 20	0. 39m	2時間13分
肥前町納所西	唐津市 20	0. 58m	2時間13分
肥前町入野	唐津市 23	0. 63m	2時間17分
肥前町星賀	唐津市 22	0. 63m	2時間16分
肥前町田野	唐津市 23	0. 46m	2時間25分

地区名	浸水想定区域図 ページ	津波の高さ (最大)	到達時間 (最短)
肥前町田野高串	唐津市 23	0. 51m	2時間26分
肥前町新木場	唐津市 24	0. 17m	2時間46分
肥前町瓜ヶ坂	唐津市 24	0. 18m	2時間46分
肥前町満越	唐津市 24	0. 30m	2時間53分
肥前町大浦	唐津市 25	0. 28m	2時間54分
肥前町中浦	唐津市 25	0. 39m	2時間53分
肥前町杉野浦	唐津市 25	0. 29m	2時間53分
肥前町湯野浦	唐津市 25	0. 26m	2時間53分

2 避難対象地域、避難場所及び避難路等

避難対象地域は、津波が発生した場合に避難が必要な地域で、「佐賀県津波浸水想定区域図」に基づき、安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水地域よりも広い範囲で指定するものとする。なお、避難対象地域に指定していない所であっても、海水浴、釣り、潮干狩り等を行っている海浜は避難の対象となる。

避難場所は、家屋の浸水、倒壊などの被害を受けた者又は受けるおそれのある者などが、津波が引いた後も中・長期にわたり避難が必要な場合に避難する場所で、市が避難対象地域の外に定めるものである。避難対象地域の範囲を勘案し、唐津市避難所施設一覧(唐津市地域防災計画)に定める避難所を利用するものとし、市は、避難勧告・指示発令後、避難が長期に及ぶ場合もあることから、情報機器、非常食料、毛布等の整備を進めるものとする。

なお、上記避難施設のうち浜玉中学校、玉島小学校、鏡中学校、ボートレースからつ、久里公民館、久里小学校、鬼塚公民館、鬼塚中学校については、低地のため津波による浸水が予測され、津波発生時には避難場所として利用できない場合もあり得る。

避難路は、避難する場合の経路で、市が定めるものである。

避難目標地点については、本市における津波の予想浸水高が最高で1.62メートルとなっており、海浜に沿って走る国道、県道及び市道の高さはそれ以上あることから、各道路を避難目標地点とすれば良いと思われるが、予想を超える2倍、3倍もの高さの津波があり得ることから、丘、山、高い建物など1メートルでも高い所に避難する必要がある。

避難対象地域、避難場所及び避難路は、次表のとおりとする。

避難対象地域	避難場所	避難路	特記事項
浜玉町玉島川河口両岸	浜玉公民館	国道202号線	ハザードマップ①
横田川河口両岸	ひれふりランド	県道347号線 県道306号線	

避難対象地域	避難場所	避難路	特記事項
久里松浦川河岸	久里公民館	県道浜玉相知線 及び市道等	ハザードマップ③
東唐津2丁目唐津湾岸	東唐津小学校 東唐津公民館	市道妙見満島線 及び市道等	ハザードマップ⑤
東城内松浦川河岸	障害者福祉会館	市道等	ハザードマップ⑤
千代田町町田川河岸	障害者福祉会館	市道等	ハザードマップ⑤
東城内町田川河岸	大志小学校	市道妙見満島線 及び市道等	ハザードマップ⑤
北城内町田川河岸	大志小学校	市道妙見満島線 及び市道等	ハザードマップ⑤
大名小路町田川河岸	志道公民館	市道大名小路線 及び他市道等	ハザードマップ⑤
材木町町田川河岸	志道公民館	県道虹の松原線 及び市道等	ハザードマップ⑤
木綿町町田川河岸	第一中学校	市道等	ハザードマップ⑤
魚屋町町田川河岸	第一中学校	市道等	ハザードマップ⑤
新興町町田川河岸	第一中学校	市道等	ハザードマップ⑤
町田町田川河岸	第一中学校	市道等	ハザードマップ⑤
熊原町町田川河岸	第一中学校	市道等	ハザードマップ⑤
神田町田川河岸	第一中学校	国道 204 号線 県道唐津肥前線 及び市道等	ハザードマップ⑤
高島南東岸～南西岸	高島小学校	市道等	ハザードマップ⑥
東大島町南東岸	西唐津小学校	県道唐津呼子線 臨港道路及び市 道等	ハザードマップ⑦ ハザードマップ⑤
桜町佐志川河岸	佐志小学校 ※	県道唐津呼子線 臨港道路及び市 道等	ハザードマップ⑦
佐志南佐志川河岸	佐志中学校 ※	県道唐津呼子線 臨港道路及び市 道等	ハザードマップ⑦
神集島北西岸～西岸	旧神集島小学校	市道等	ハザードマップ⑨
湊町海岸	湊小学校	国道 204 号線 及び市道等	ハザードマップ⑨

避難対象地域	避難場所	避難路	特記事項
呼子町小友海岸	呼子小学校	市道等	ハザードマップ⑩
呼子町加部島漁港海岸	旧加部島小学校	市道等	ハザードマップ⑪
呼子町片島漁港海岸	旧加部島小学校	市道等	ハザードマップ⑪
呼子町呼子漁港海岸	呼子小学校	国道 204 号線 及び市道等	ハザードマップ⑪
呼子町殿ノ浦北岸	呼子中学校	市道等	ハザードマップ⑫
鎮西町波戸漁港海岸	国民宿舎波戸岬	県道 301 号線	ハザードマップ⑬
鎮西町名護屋米納戸浦海岸	波戸岬少年自然の家	県道 301 号線	ハザードマップ⑬
呼子町小川島南岸	小川小・中学校	市道等	ハザードマップ⑮
鎮西町馬渡島漁港海岸	馬渡小・中学校	市道等	ハザードマップ⑯
肥前町向島漁港海岸	入野小学校向島分校	市道等	ハザードマップ⑰

※ 桜町佐志川河岸及び佐志南佐志川河岸については、佐賀県が作成した津波浸水想定区域図によると、佐志小学校及び佐志中学校は浸水範囲に含まれないため、両施設を避難場所としている。この浸水予測図よりも広い範囲で津波の浸水が生じ、両施設が避難場所として使用できない場合は、唐津市避難所施設一覧（唐津市地域防災計画）に掲げる近隣の施設を避難場所とする。

3 避難困難地域

本計画において想定する地震、津波による避難困難地域は、対馬海峡東の断層による地震に伴う本市への津波の到達予想時間が最短でも 2 時間 00 分であることなどから、本市においては該当するような地域はないものと判断される。

ただし、予想を超える 2 倍、3 倍もの高さの津波があり得ることから、歩行速度が遅い高齢者や障害者等の災害時要援護者については、支援を考慮する必要がある。

4 避難ビル

避難ビルは、想定される浸水深を考慮し、避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難することのできる建物を、自主防災組織等及びビル所有者と次のことを協議して指定・設定するものとする。

- ・ 耐震性が確保されていること。
- ・ 津波に対する構造安全性が確保されていること（原則として RC または SRC 構造）。
- ・ 安全な高さに避難スペースが確保でき、容易にアクセス可能であること。
- ・ 円滑な解錠が可能であること。

なお、東城内地区では、避難ビルによらない場合、緊急的に舞鶴海浜公園を利用する。

5 避難路・避難経路

- (1) 市は、安全性・機能性の確保を最優先に、次のような考えに基づき、避難路を指定する。
- ・ 山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。
 - ・ 避難者数など（観光客などを含む）を考慮して、幅員が広いこと。
 - ・ 防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。
 - ・ 原則として、海岸・河川沿いの道路ではないこと。
 - ・ できれば避難路に面して避難ビルがあること。
 - ・ できれば近隣に迂回路を確保できること。
- (2) 市住民は、避難経路については、自主防災組織等において、次のような考えに基づき設定するものとする。
- ・ 山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。
 - ・ 最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること。
 - ・ 複数の迂回路が確保されていること。
 - ・ 原則として、海岸・河川沿いの道路ではないこと。
 - ・ 避難路に面して避難ビルがあること。
 - ・ 階段、急な坂道等に手すり等があること。

6 避難方法

避難にあたって自動車等を利用することは、次の理由により円滑な避難ができないおそれがあることから、避難方法は原則として徒歩によるものとする。

- ・ 家屋の倒壊、落下物等により円滑な避難ができないおそれがある。
- ・ 多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故によって円滑な避難を妨げるおそれがある。
- ・ 自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれがある。ただし、以下の場合においては自動車等の使用を検討するものとする。
- ・ 高齢者等で、徒歩での避難が困難な場合
- ・ 避難困難地域で、避難ビル等の適切な避難先が存在しない場合
- ・ 自動車利用による渋滞や交通事故等が発生するおそれや徒歩避難者の円滑な避難を妨げるおそれがない場合

7 交通規制

交通規制は、津波による被害が予想される道路に、避難者（車）を進入させないことを目的に行うものであるが、「佐賀県津波浸水想定区域図」では、避難経路となりうる道路まで浸水しないため、基本的に交通規制は行わない。

しかし、想定以上の津波が来ることも予想されるため、まずは広報に努め、状況により道路管理者、警察等と協力し、沿岸道路の交通規制を次の手順により行うものとする。

- (1) 関係者の相互連絡、情報交換
- (2) 交通規制措置の決定（実施責任者：道路管理者、警察）
- (3)迂回路の選定
- (4) 交通規制の標識等の設置
- (5) 広報

8 誘導灯、案内板等の設置

避難所への誘導標識として、次の図記号を基本として、今後、避難路に誘導灯及び案内板の設置を進め、津波防災の啓発に努めるものとする。



津波避難場所

Tsunami evacuation area



津波避難ビル

Tsunami evacuation building



津波注意(津波危険地帯)

Warning:Tsunami hazard zone

出典：日本工業規格 JISZ8 210 「案内用図記号」

第7章 災害時要援護者等対策

1 災害時要援護者

避難対象地域内における災害時要援護者の現状把握に努めるとともに、災害時要援護者の避難が的確に行えるよう支援対策を定めるものとする。

(1) 環境整備

市は、避難場所、避難路の指定に当たっては、地域の災害時要援護者の実情を踏まえ、安全性や機能性に配慮した案内板の設置等の環境整備に努めるものとする。

(2) 情報伝達

津波予報、避難準備情報・勧告等の住民等への伝達手段は、防災行政無線（同報系）、サイレン等の音声伝達が主体となっているため、市は、災害時要援護者の態様に応じ、情報伝達手法に配慮するとともに、登録支援者や近隣者による支援体制を確立するものとする

(3) 社会福祉施設等の避難対策

市は、障害者や高齢者が入居する社会福祉施設等においては、施設管理者等に対し、施設利用者の安全を確保するための体制整備や施設整備について指導するものとする。

(4) 在宅者への対策

ア 市は、あらかじめ自主防災組織毎に、在宅の高齢者、乳幼児、障害者、病人等の避難に当たり、介護を要する災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の現状を把握し、消防団や自主防災組織、事務所等の防災組織の整備を通じて、地域全体で避難誘導、情報伝達、救助等の体制を整備するものとする。

イ 津波発生の恐れにより、市長から避難準備情報・避難勧告・避難指示が出されたときは、アに掲げる者の避難場所までの介護及び搬送は、原則として、本人の親族又は登録している支援者本人が所属する消防団・自主防災組織が指定しているもの等が担当するものとし、市は自主防災組織等を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

(5) 啓発

市は、災害時要援護者やその家族に対し、防災パンフレット等の配布や、地域の防災訓練への参加等について積極的に呼びかけを行うなど、避難の際の行動や津波に対する知識について啓発するものとする。

2 観光客等

観光協会や旅館組合等関係団体と共同して、観光客、釣り客等への避難対策を定めるものとする。

(1) 情報伝達

ア 観光施設、宿泊施設等の施設管理者に対して、防災行政無線（同報系）の個別受信機の設置等により伝達手段を確保するものとする。

イ 利用客への情報伝達方法や避難誘導方法等を規定したマニュアルを定めるものとする。

ウ 屋外者に対しては、防災行政無線（同報系）の屋外拡声器、サイレン、電光掲示板等により伝達するものとする。

エ 海水浴場の監視所、釣り場等へ情報収集機器（ラジオ、個別受信機等）や情報伝達機器（拡声器、放送設備、サイレン）を配備するものとする。

(2) 避難場所等の確保、看板・誘導標識の設置

市は、観光客等、地理不案内の外来者に対しては、海拔・津波浸水予想地域・具体的な津波襲来時間や高さの表示、避難方向（誘導）や避難場所等を示した案内板等の設置に努めるものとする。

第8章 避難対策の留意点

1 石油コンビナート

佐賀県石油コンビナート等防災計画に基づく自衛防災組織の活動を踏まえ、津波避難対策を次のように定める。

- (1) 石油コンビナート等災害防止法に基づく防災計画が作成されており、地震によって事業所内で異常が発生した時には、計画に基づいて自衛防災組織等が災害応急措置を行うものとする。
- (2) コンビナート災害の影響の大きさと、地震によっては津波が到達するまでの時間的余裕がないことを考慮して、コンビナート内にある特定事業所の「九州電力株式会社唐津発電所」、「液化ガスターミナル株式会社唐津製造所」、「昭和シェル石油株式会社唐津油槽所」、「全農エネルギー株式会社唐津石油基地」は、浸水想定区域とはなっていないが、自衛防災組織等の構成員は人命を最優先とし、出火防止を含む必要な災害応急措置を行うものとする。

2 唐津港、呼子港、各漁港

各港における避難対策は、唐津港台風等対策委員会の定める対応によるほか、次のとおり定めるものとする。

- (1) 避難できない小型船舶については、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとるものとする。
- (2) 津波が到達するまでに時間が無いと予想される場合、船は放置して避難するものとする。(船舶の港外避難、小型船の引き上げ等は、時間的余裕のある場合のみ行う。)
- (3) プレジャーボート等の増加を踏まえ、河川の場合には津波の遡上をも考慮し、津波発生時の情報伝達や、船舶を完全に係留した上で避難行動等を定めるものとする。特に、係留されている船舶が漂流・転覆し、さらに橋脚等の構造物を破損させるおそれもあるため、このような事態を防ぐよう船舶管理者の意識啓発等に努めるものとする。
- (4) なお、(1)及び(2)の措置を講じるに当たり、船舶管理者が車両で港湾・漁港に駆けつける場合、津波による車両の漂流等を防止するため、避難対象地域外に駐車するものとする。

3 干拓地・埋立地

干拓地・埋立地のように地盤が軟弱な低平地では、地震動による液状化や地盤沈下といった地盤災害に加え、津波による浸水域も広くなる可能性があるため、地域住民は、津波避難対策においては、余裕を持った避難路、避難目標地点等の設定に配慮するものとする。

4 玉島川、松浦川、町田川

各河川において予想される地震被害、津波遡上の危険性を踏まえ、津波避難対策においては、次の点に留意するものとする。

- ・ 河川周辺は多目的（運動場、公園、アウトドアレジャーなど）に利用され、不特定の人が訪れる場所となっているため、河川も、海岸沿いの施設と同じように、余裕をもった避難路、避難場所等の設定に配慮し、利用者への情報伝達方法の整備に努めるものとする。

第9章 ハザードマップの作成周知

県が作成し配布した津波浸水想定区域図をもとに、避難対象地域、避難路、避難場所等を記載したハザードマップを作成し、住民に周知するものとする。

第10章 津波対策の教育・啓発

津波対策の教育・啓発にあたっては、津波の被害が広範囲で甚大となる恐れがあることから、住民等に対して「自らの命は自ら守る」という観点に立ち、まず、「何よりも避難」という基本的な事項を周知徹底させ実行させることが大切である。こうしたことと配慮して、教育・啓発は、各地域の実情（津波災害歴の有無、海岸付近の土地利用、地域コミュニティの成熟度、社会的環境の変化）に応じて、次の手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら実施するものとする。

(1) 津波防災啓発の手段

テレビ、ラジオ、新聞等などの公共マスメディアやパンフレット、広報誌、ビデオ、ホームページ等を活用するものとする。また、津波啓発看板等や予想される津波の来襲時間や高さ・津波浸水予想区域の表示等の利用及び設置に努めるものとする。

(2) 津波防災啓発の内容

文献や過去の地震による津波の課題も視野に入れ、日ごろから住民への防災意識の啓発を図り、周知に努めるものとする。

[啓発例]

○ 津波に対する心得

- ・ 強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所へ避難する。
- ・ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所へ避難する。
- ・ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
- ・ 津波注意報でも危険なので、海水浴や磯釣りのほか、マリンスポーツやレジャーなどは行わない。
- ・ 津波は長時間にわたり繰り返し襲ってくるので、警報や注意報が解除されるまで気をゆるめない。
- ・ 津波の高さは第1波よりも第2波、第3波もしくはそれ以降の波が高くなることがあるので、警報や注意報が解除されるまで気をゆるめない。

○ 津波に関する基礎知識

- ・ 津波発生メカニズム
- ・ 津波は時速700kmというジェット機並みの速さで伝播
- ・ 地震の揺れが弱くても大津波の来ることがある（津波地震）
- ・ 地震を感じなくても大津波の来ることがある（遠地地震）
- ・ 津波は何波もくる。第一波より第二波、第三波が高い場合もある
- ・ 津波は川を遡上する。津波は湾奥で高くなる。など

- 津波浸水想定区域
- ハザードマップ、防災マップ

(3) 津波防災啓発の場

家庭、学校、地域社会（消防団、自主防災組織、町内会、婦人会、自治会等）、事業所等を活用するものとする。

(4) 災害記憶の継承

文献や他県における過去の災害事例、行政対応、生活への影響などの資料を収集整理し、住民の意識啓発に活用するものとする

(5) 自主防災組織の育成

地域の実情に即した仕組みを考え、住民が自発的に組織に参加し、効果的な活動ができる方策を検討するものとする。

(6) 防災リーダーの育成

津波避難も含む防災講習会等を実施し、地域社会や事業所等において津波防災啓発の核となる人材を育成するものとする。

(7) 観光客等に対する啓発

観光客等に対して、津波に対する心得や当該地域の津波の危険性、避難場所等を啓発するものとする。

(8) 防災関係機関との情報共有と連携

防災関係機関相互間及び防災関係機関と住民等の間における連携を図るものとする。

第11章 訓練の実施

総合防災訓練等を活用して、津波避難を想定した避難訓練を実施するものとする。
実施後は検討会を実施し、訓練方法等に関する問題点の検証を行うものとする。